

森林・林業基本政策検討委員会 最終とりまとめ

「森林・林業の再生に向けた改革の姿」の骨子

平成22年11月

林野庁

森林・林業基本政策検討委員会の最終とりまとめの骨子

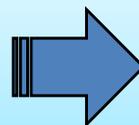
改革の方向

1. 森林計画制度の見直し
2. 適切な森林施業が確実に行われる仕組みの整備
3. 低コスト化に向けた路網整備等の加速化
4. 担い手となる林業事業体の育成
5. 国産材の需要拡大と効率的な加工・流通体制の確立
6. フォレスター等の人材の育成

新成長戦略
21の国家戦略プロジェクト

PDCAサイクルによる検証
改革内容の改善

・ 計画的な森林施業の定着
・ 集約化と路網整備の進展による低コスト作業システムの確立



持続的な森林経営の確立
国産材の安定供給体制の構築

10年後の木材自給率50%以上

森林の多面的機能の発揮、雇用創出、山村地域の活性化、低炭素社会構築への寄与

森林・林業の再生に向けた改革の姿（イメージ）

現 状

施業放棄森林の増加

形骸化している森林計画制度

計画がなくとも補助事業が受けられ、バラバラな森林施業を実施

丈夫で簡易な路網整備への対応の遅れ

計画的な人材育成策の欠如

森林計画制度の見直し

森林計画制度の見直しによる適正な施業の確保

森林管理・環境保全直接支払制度の導入による集約化推進

路網整備・人材育成

丈夫で簡易な路網整備の加速化

フォレスターなど必要な人材の育成
担い手となる林業事業体の育成



森林施業の集約化により規模が拡大

伐採跡地の
確実な更新

林業事業体による
計画的かつ効率的な
間伐の実施

フォレスター
による指導

地域における
合意形成

市町村が主体的
に森林を区分

林業専用道

森林作業道

林道

木材の安定的な供給

林業専用道
森林施業に直結し10t積みトラックの走行を想定した必要最小限の構造



森林作業道
森林施業用に限定フォワーダ等の林業機械の走行を想定



国有林の貢献

国有林は、安定供給体制づくり、研修フィールドや技術を活用した人材育成を推進

現状

流通構造が小規模・分散・多段階

需要者のニーズに対応できていない供給体制

公共建築物の木造率が低位

毎年2,000万m³の林地残材が発生

消費者理解の醸成、人材の育成が必要

木材資源の活用
公共建築物における木材利用の促進
木質バイオマス利用の拡大
国産材の安定供給体制の構築

中間土場の活用
製材・合板用材からチップ用材までの
トータル搬出

燃料等としての
利用促進

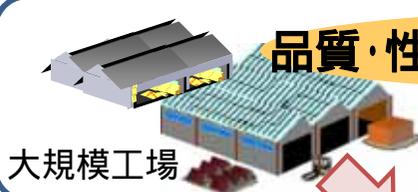


チップ工場等

燃料や製紙用チップ



木くず焚きボイラー
ペレットストーブ
石炭混焼 等

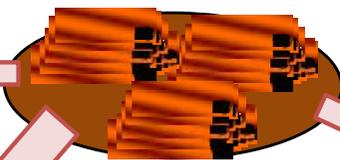


大規模工場

多角的な
利用促進



国産材型枠用合板
木製ガードレール 等



中間土場の活用

製材・合板用材からチップ用材までの
トータル搬出

品質・性能の確かな製品の安定供給

乾燥等の推進・技術開発
JAS規格の見直し

プレカット工場



工務店、ハウスメーカー

地域中小工場



技術開発・人材育成

公共建築物木材利用
促進法の実効性確保

公共建築物・住宅等

10年後の姿

木材自給率50%以上

中山間地域での雇用拡大・経済活性化、
森林の多面的機能の発揮、持続的な森林経営の確立

改革の内容

1. 森林計画制度の見直し

新たな森林計画制度の体系

Point 5

無秩序な伐採、造林未済地の防止強化

一般の森林所有者に対する措置

- ・市町村森林整備計画に適合しない伐採の中止や伐採後の造林についての命令を新設

Point 6

早急に間伐を実施するための制度の拡充

要間伐森林所有者に対する措置

- ・間伐すべき森林を市町村森林整備計画に明示
- ・所有者が必要な間伐等を行わない場合に、意欲ある者が施業代行を行いやすくする仕組みを構築

Point 7

計画作成者を対象とする直接支払の導入

認定森林所有者等に対する措置

- ・集約化に向けた努力やコスト縮減意欲を引き出しつつ必要な経費を直接支払う森林管理・環境保全直接支払制度を創設

森林・林業基本計画

全国森林計画

- ・森林・林業政策のビジョン、森林の整備・保全の実現のためのルール・ガイドラインを分かり易く提示
(皆伐や更新の考え方)
- ・作成年次を統一(併せて3機能類型区分を廃止)

地域森林計画

- ・森林施業の基本的な方法を明示
(皆伐や更新に関する基準・指針を設定)
- ・記載内容の簡素化

Point 1

市町村森林整備計画のマスタープラン化

市町村森林整備計画

- ・新たなゾーニングの導入
- ・路網計画・図面計画化
- ・皆伐や更新基準及びその適用範囲を明示
- ・森林経営計画(仮称)の認定基準

Point 2

森林経営計画(仮称)の創設

森林経営計画(仮称)

- ・意欲と能力を有する森林所有者等が、面的まとまりを持って、路網・集約化に関する事項も含めた計画を作成

Point 3

新たなゾーニングの導入

- ・森林の生物多様性の保全等 新たな国民ニーズにも対応

国

- ・森林が有する多面的機能を示し、望ましい森林の姿と必要な施業方法を例示

市町村

- ・国の例示を参考に、地域の意見を反映しつつ、ゾーニングを実施

Point 4

森林の取扱いルールの見直し

- ・皆伐や更新の考え方・基準を明確化

国、都道府県、市町村、森林所有者等の役割の明確化

● 市町村森林整備計画が森林のマスタープランとなるよう位置づけ

Point 1

● 現行の森林施業計画制度を見直し、新たに森林経営計画(仮称)制度を創設

Point 2

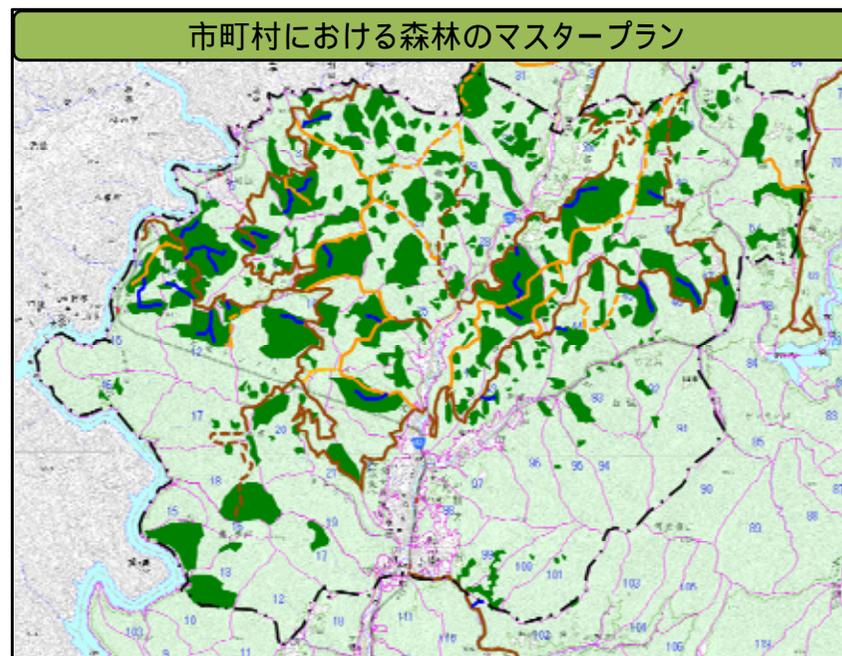
● 森林計画制度について、森林の生物多様性の保全等新たな国民ニーズにも対応するとともに、国が示す3機能に区分する仕組みを改め、市町村が主体的に森林の諸機能等を踏まえた森林の区分を設定できる仕組みに転換

Point 3

● 国と都道府県の同意協議の対象とする計画量は、森林の整備・保全に係る最も重要な事項に限定することとし、伐採量、造林面積、保安林面積に限定

地域における
合意形成

市町村が主体的に
森林の区分を設定



2. 適切な森林施業が確実に行われる仕組みの整備

伐採、更新のルールの特明確化

- 皆伐や更新の考え方・基準の特明確化 **Point 4**

Point 5

- 無秩序な伐採や造林未済地の発生を防止するため、伐採の中止や伐採跡地への植栽の命令を新設

施業代行などによる適切な森林施業の特確保

- 市町村森林整備計画において、あまねく間伐すべき森林を明示

Point 6

- 所有者が必要な間伐等を行わない場合に、意欲ある者が施業代行を行いやすくする仕組みを構築

- 公的主体によるセーフティネットを構築

森林施業の特集約化に向けた森林経営計画(仮称)制度の特創設

- 意欲と能力を有する森林所有者等が、面的まとまりを持って、路網・集約化に関する事項も含めた計画を作成する森林経営計画(仮称)制度を創設 **Point 2**

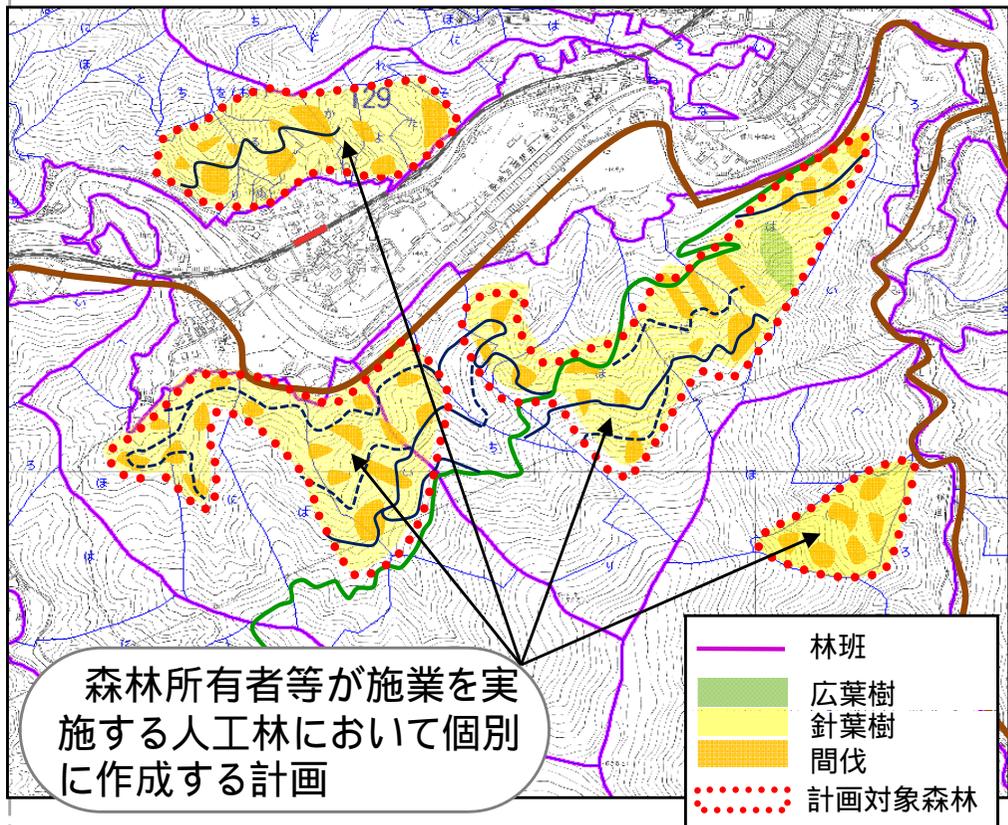
森林管理・環境保全直接支払制度の特創設

- 森林経営計画(仮称)の作成者に限定して、集約化に向けた努力やコスト縮減意欲を引き出しつつ必要な経費を支払う新たな森林管理・環境保全直接支払制度の創設 **Point 7**

森林経営計画(仮称)について

改正の内容: 地形界で区分された林班又は連たんする複数林班(小流域)ごとに面的管理が実施されることで、森林の多面的機能が十全に発揮される

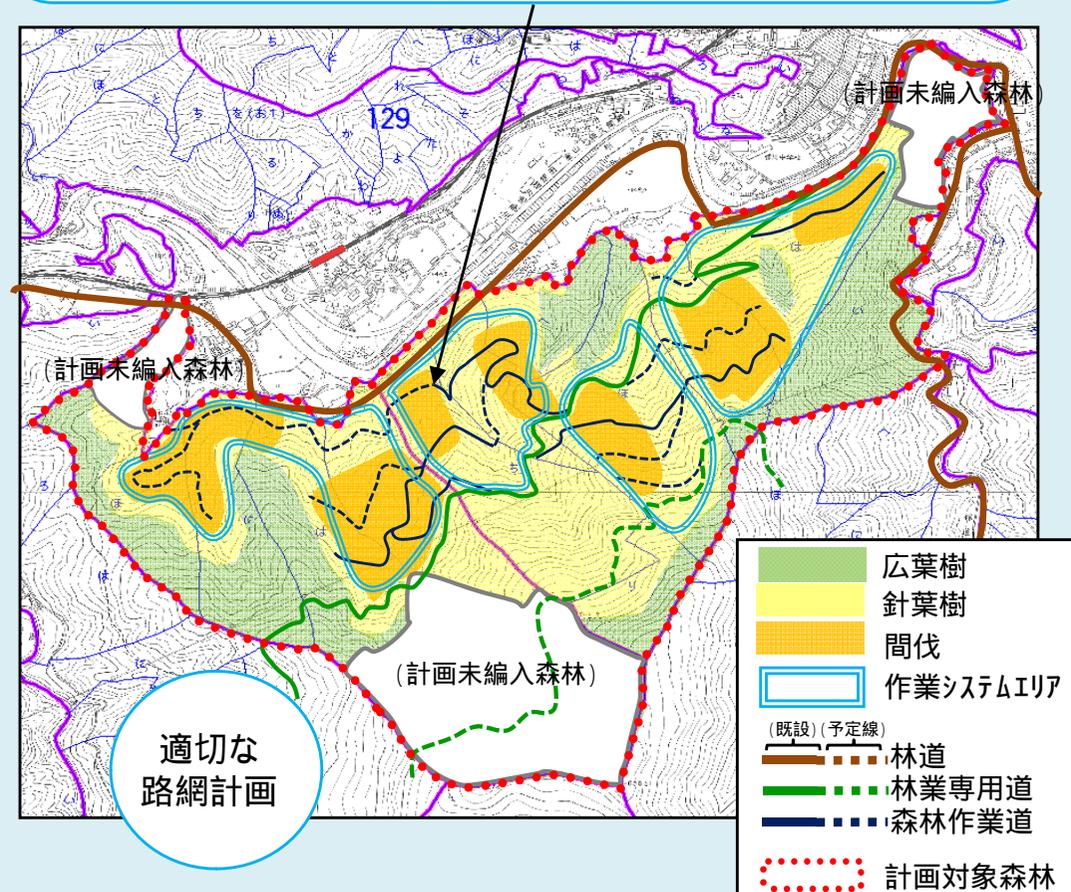
森林施業計画



現行の計画を図面化した場合(図面の添付は必須の要件でない)

森林経営計画(仮称)

森林所有者又は**特定受託者(仮称)**が作成する、人工林のみならず天然林などを含めた面的管理のための計画



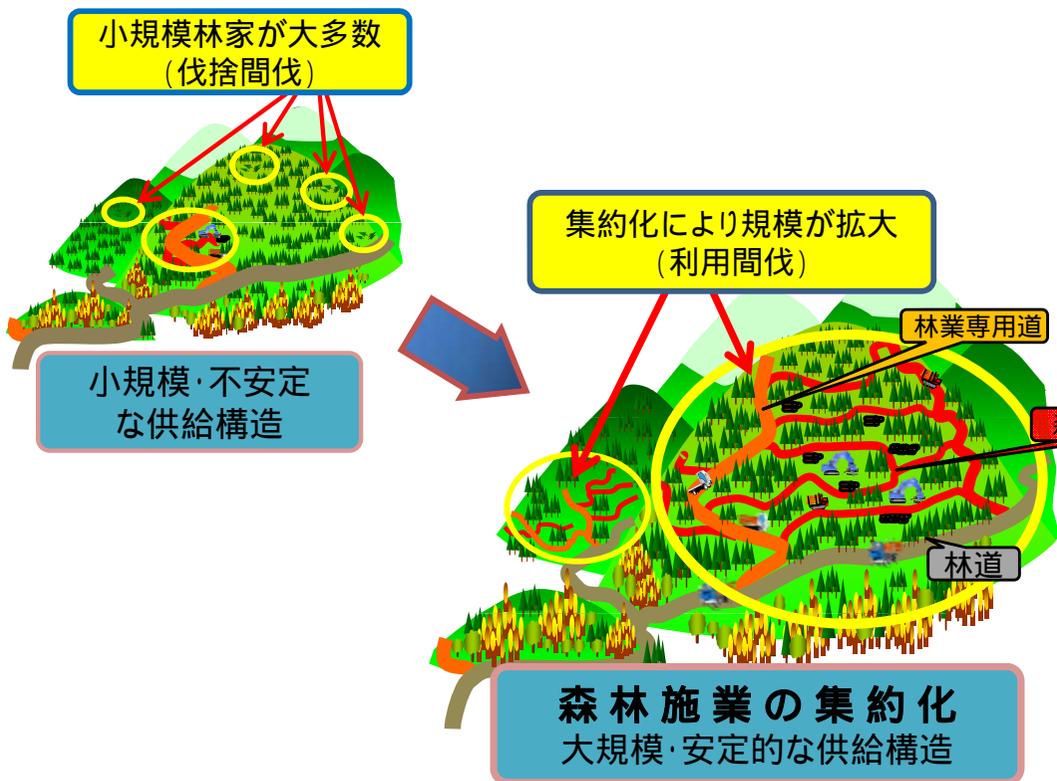
特定受託者(仮称)とは…
意欲と能力を有し森林経営の受託を通じて森林所有者の森林をとりまとめて管理する者

地形界で区分された林班又は連たんする複数林班(小流域)ごとの持続的な森林経営を実現

3. 低コスト化に向けた路網整備等の加速化

丈夫で簡易な路網の技術指針の作成と路網整備の加速化等

- 森林経営計画(仮称)等による施業集約化の推進や境界明確化の加速化、民有林・国有林の森林共同施業団地を推進
- 丈夫で簡易な路網として、「林業専用道」、「森林作業道」の区分を新設。林業専用道の規格・構造や林業専用道、森林作業道の作設指針を作成するとともに、路網整備を加速化
- 路網と機械を組み合わせた作業システムの整備、普及の推進
- 森林所有者が不明な場合にも路網整備が進められるよう措置



地形等、作業区分に応じた路網の区分

| | |
|-------|-----------------------------------|
| 林道 | 一般、セミトレーラの車両も想定し安全施設を完備 |
| 林業専用道 | 森林施業に直結し10t積みトラックの走行を想定した必要最小限の構造 |
| 森林作業道 | 森林施業用に限定 フォワーダ等の林業機械の走行を想定 |

4. 担い手となる林業事業体の育成

森林組合改革・林業事業体育成

- 施業集約化・合意形成、森林経営計画(仮称)作成を森林組合の最優先の業務とすることを明確化
- 森林整備を計画的かつ効率的に実施していくための森林組合と民間事業体とのイコルフットイングの確保
- 林業事業体を育成するため、流域や市町村を単位として今後の事業量が明確になる仕組み等を導入

5. 国産材の需要拡大と効率的な加工・流通体制の確立

輸入材に対抗できる効率的な加工・流通体制の整備

- 中間土場・市売市場などのストックヤード機能や大型トレーラーの活用による原木流通の低コスト化・効率化を推進
- 品質・性能の確かな製品を大口需要者へ安定的に供給できる加工体制の構築
- 民有林・国有林の連携強化により国産材の安定供給体制を構築。急激な木材価格の変動時には、国有林が供給調整を実施しセーフティネットとしての機能の発揮

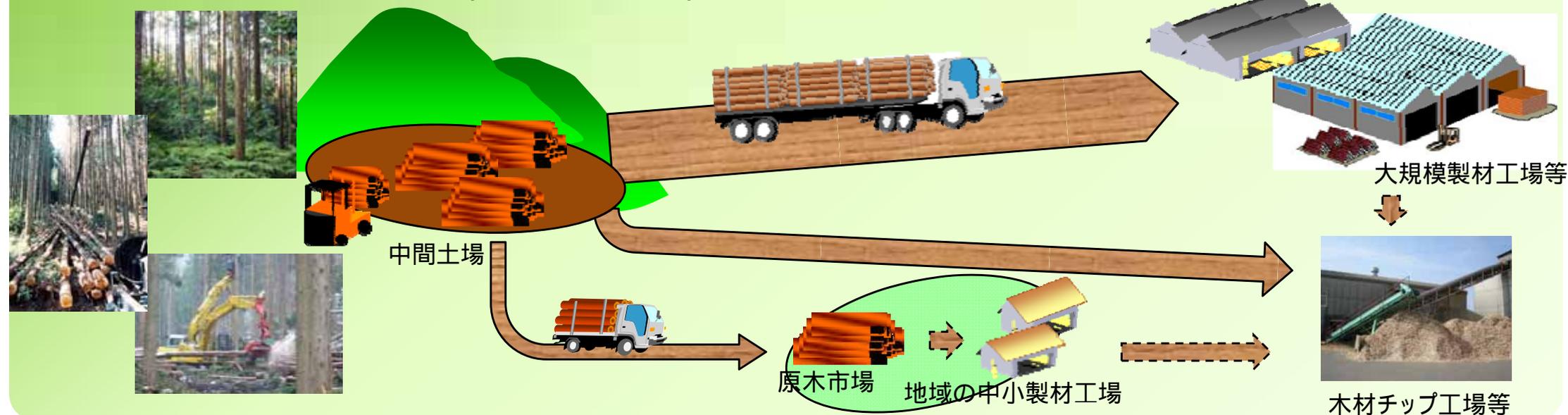
木材利用の拡大

- 公共建築物木材利用促進法に基づき、国が率先して公共建築物への木材利用を推進。また、地方公共団体に同様の取組を働きかける等により、更なる木材利用の拡大を推進
- パーティクルボードなどの木質系材料への利用及び石炭火力発電所での混合利用などエネルギー利用による木質バイオマスの総合利用の推進。また、カーボン・クレジットの活用等により木材利用に対するインセンティブの付与
- 輸出先国の建築基準や消費者ニーズに対応した製品開発等、木材輸出を推進

消費者の理解の醸成

- 青少年等に対する森林環境教育や木育を推進。また、地球温暖化防止や森林整備への貢献など国産材の環境貢献度について、カーボンフットプリントなど「見える化」の推進
- NPO等との連携を図りつつ「木づかい運動」を展開。合法木材等の普及や違法伐採対策の強化

中間土場のストックヤード機能（集積・仕分け等）を活用した原木流通の低コスト化・効率化



公共建築物への木材利用の促進

展示効果やシンボル性が高く、波及効果の高い学校等の公共建築物等を地域材により整備。



宮代町役場(埼玉県)



茂木中学校(栃木県)

地域材を利用した木造住宅の推進



木質バイオマスの総合利用の推進



木質ペレット



木質ペレットボイラー



石炭火力発電所での混合利用



木質ペレットストーブ

6. フォレスター等の人材の育成

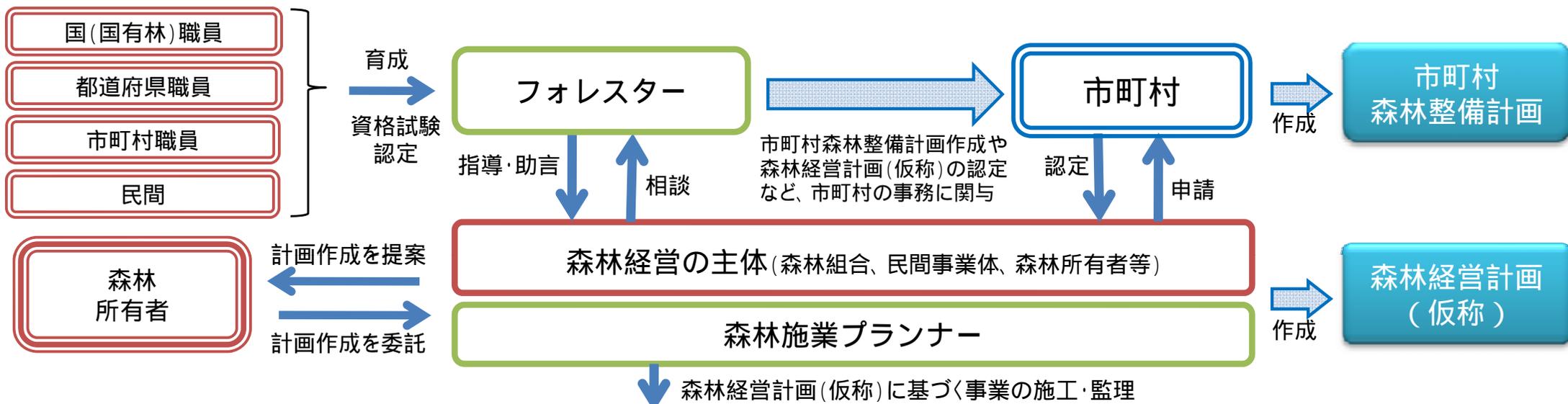
フォレスター制度の創設

- 森林・林業に関する専門知識・技術や実務経験など、一定の資質を有する者をフォレスターとして認定し、市町村森林整備計画の策定等市町村行政を支援できる仕組みを創設
- 森林施業プランナーへの指導・助言を行うことができるようフォレスターの位置づけを明確化

森林施業プランナーの充実

- 森林経営計画(仮称)の作成、集約化施業を推進するため、必要な知識習得のための研修を実施し、森林施業プランナーを育成、能力向上
- 集約化の質の向上を図るため、森林施業プランナーを認定する仕組みを導入

フォレスター等の役割



現場技術者・技能者

- ・ フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）等：高い生産性・安全性を確保しながら林業の現場作業ができる技能者
- ・ 森林作業道作設オペレーター：現地の条件に応じて森林作業道を作設できる技能者

現場の技術者・技能者の育成

- 森林作業道を地形、地質等の現地の条件に応じて開設することができる森林作業道作設オペレーターを育成
- 低コスト作業システムを現場で実践する作業員を育成するため、段階的かつ体系的な研修を実施。習得した技術・技能レベルに応じ、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)等として登録する制度を創設
- 各種人材の育成にあたっては、国有林のフィールド等を活用

木材の加工・流通・利用分野における人材育成

- 木材の利用・流通に関するコーディネーターや木造建築の担い手となる人材を育成

フォレスターによる現地研修の様子
～森林・林業再生プラン実践事業～



現場技術者・技能者



木造建築の担い手